

中央三井アセットの

年金情報

- 厚生年金基金
- 確定給付企業年金
- 確定拠出年金
- 適格退職年金
- 公的年金
- その他

平成22年3月9日
中央三井アセット信託銀行株式会社
年金コンサルティング部

◆年金確保支援法案（旧「年金改善法案」）について◆

平成22年3月5日付で厚生労働省から年金確保支援法案（旧「年金改善法案」）について、閣議決定されたとの連絡とともに、当該法案の提示がありました。（厚生労働省のホームページ『厚生労働省が今国会に提出した法律案について』をご参照ください。）

当該法案のうち、企業年金に係る主な内容について、別紙にまとめておりますので、ご参照ください。

以上



<年金確保支援法案の主な内容>

1. 厚生年金基金及び確定給付企業年金について

- (1) 加入者等の減少に係る掛金の一括拠出（厚生年金基金及び確定給付企業年金）
厚生年金基金及び確定給付企業年金において、事業譲渡等により加入者等を減少させる場合には、事業所脱退に準じて積立不足を解消するための掛金を事業主が拠出する必要があることが明文化されました。
- (2) 情報収集等業務の委託（厚生年金基金及び確定給付企業年金）
厚生年金基金及び確定給付企業年金において、加入者等に関する記録等の情報収集等業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるようになったことが明文化されました。
- (3) 厚生年金基金が解散する場合における特例措置（厚生年金基金）
特例基金が一定の要件を満たして解散する場合、責任準備金相当額の特例及び納付の猶予等の特例が5年の時限措置として認められることとなりました。なお、当該特例措置の概要につきましては、中央三井アセットの年金情報（平成22年1月19日付）を併せてご参照ください。
- (4) 老齢給付金の支給開始要件（確定給付企業年金）
確定給付企業年金において、60歳以上65歳以下の規約で定める年齢未満で退職した場合に老齢給付金の即時支給開始を行うことが可能となりました。
- (5) 施行日
平成23年4月1日

2. 確定拠出年金について

- (1) 加入資格年齢の引上げ
企業型年金において、加入資格の喪失年齢を65歳まで引上げることが可能になりました。（現状60歳）
- (2) 加入者拠出（マッチング拠出）
企業型年金について、一定条件（加入者が拠出する掛金の額が事業主が拠出する掛金の額を超えない等）の下で、加入者自らが掛金を拠出することができるようになりました。
- (3) 投資教育の継続的实施
加入者の資産運用に関する知識を向上させるために、事業主が投資教育を継続的に実施することが明文化されました。
- (4) 情報収集等業務の委託
確定拠出年金において、加入者等に関する記録等の情報の収集、整理又は分析の業務の全部又は一部を、企業年金連合会に委託することができるようになったことが明文化されました。



(5) 連合会移換者に係る給付

連合会移換者については、老齢給付金の支給を請求することなく70歳に到達した場合は、国民年金基金連合会の裁定に基づき老齢給付金が支給されることになりました。

(6) 脱退一時金支給要件の緩和

企業型年金加入者の資格を喪失した後、個人型年金加入者となることを選択しないで、個人型年金運用指図者となり2年を経過する等一定の要件を満たす者についても、当分の間、脱退一時金の支給請求が可能となりました。

(7) 施行日

- ・ 上記(1)、(5)及び(6)：公布日から2年6ヵ月以内の政令で定める日
- ・ 上記(2)：平成24年1月1日
- ・ その他：平成23年4月1日

以上

